

- 4 パート職員の前項の場合の取り扱いは、その勤務の時間とその勤務をした週における正規の勤務時間との合計が三七時間四十五分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、「百分の百」とする。
- 5 次の各号に規定する時間の合計が一箇月について六十時間を超えた職員には、その六十時間を超えて勤務した全時間に対して、第一項及び第三項の規定にかかわらず、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額を、フルタイム職員には超過勤務手当として、パート職員には超過勤務報酬として支給する。
 - 一 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられ、正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 百分の百五十（その勤務が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）
 - 二 第三項に規定する当該正規の勤務時間に相当する時間 百分の五十
- 6 勤務時間条例第十三条に規定する超勤代休時間を承認された場合において、当該超勤代休時間に職員が勤務しなかつたときは、前項に規定する六十時間を超えて勤務した全時間のうち当該超勤代休時間の承認により代えられた超過勤務手当または超過勤務報酬の支給に係る次の各号に規定する時間に対しては、当該時間一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額に、当該各号に規定する時間に応じ、当該各号に規定する割合を乗じて得た額の超過勤務手当または超過勤務報酬を支給することを要しない。
 - 一 前項第一号に規定する時間 百分の百五十（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、百分の百七十五）から第一項に規定する百分の百二十五の割合（その時間が午後十時から翌日の午前五時までの間である場合は、その割合に百分の二十五を加算した割合）を減じた割合
 - 二 前項第二号に規定する時間 百分の五十から第三項に規定する百分の二十五の割合を減じた割合
- 7 第二項に規定する七時間四十五分に達するまでの間の勤務に係る時間について前二項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、「百分の百」とする。

（休日給）

第十八条 休日の勤務として正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額に百分の百三十五の割合を乗じて得た額の合計額を休日給として支給する。ただし、勤務時間条例第十六条の規定により、任命権者が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかつた場合には、休日給は支給しない。

(夜勤手当ならびに夜勤報酬)

第十九条 正規の勤務時間として、午後十時から翌日の午前五時までの間に勤務することを命ぜられた職員には、その間に勤務した全時間に対して、勤務一時間につき、第二十条に規定する勤務一時間当たりの給料等の額に百分の二十五を乗じて得た額の合計額を、フルタイム職員には夜勤手当として、パート職員には夜勤報酬として支給する。

(勤務一時間当たりの給料等の額の算出)

第二十条 第十六条、第十七条第一項、第三項、第五項、第六項並びに前二条に規定する勤務一時間当たりのフルタイム職員の給料等の額は、フルタイム職員にあつては、給料および給料の調整額ならびに初任給調整手当、地域手当、毎月決まって支給される特殊勤務手当、特地勤務手当、へき地手当、農林漁業普及指導手当の月額それぞれに十二を乗じて得た額を、規則で定める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。

2 前項の勤務一時間当たりのパート職員の報酬等の額は、報酬および報酬の調整額ならびに初任給調整報酬、地域報酬、毎月決まって支給される特殊勤務報酬、特地勤務報酬、へき地報酬、農林漁業普及指導報酬の月額それぞれに十二を乗じて得た額を、規則で定める年間の勤務時間でそれぞれ除して得た額とする。

(宿日直手当ならびに宿日直報酬)

第二十一条 勤務時間条例第八条の規定による宿日直勤務を命ぜられた職員には、フルタイム職員には宿日直手当を、パート職員には宿日直報酬を支給する。

2 前項の宿日直勤務は、第十七条から第十九条まで及び次条の手当の対象となる勤務には含まれないものとする。

3 宿日直手当ならびに宿日直報酬の支給対象となる勤務の種類、支給額その他支給に関し必要な事項は、宿日直手当支給規程を準用する。ただしパート職員への同規程の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

(休職した職員の給与・報酬の取り扱い)

第二十二条 休職者となつた職員(次項に規定する職員を除く。)の給与ならびに報酬の取り扱いは、〇〇都道府県ないしは〇〇市(町村)職員の給与に関する条例第〇条を準用する。

(災害補償との関係)

第二十三条 職員が公務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、地方公務員災害補償法(昭和四十二年法律第二百一十一号)もしくは非常勤職員の公務災害補償等に関する条例の適用を受けて療養のため勤務しない期間については、第二十四条の給与を除くほか、この条例に定める給与は支給しない。

(期末手当)

第二十四条 期末手当は、六月一日及び十二月一日(以下、「基準日」という。)に在職する職員に対して、基準日の属する月の規則で定める日(以下、「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、また同様とする。

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、六月に支給する場合においては百分の百二十二・五、十二月に支給する場合においては百分の百三十七・五を乗じて得た額に、基準日以前六箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 六箇月 百分の百
- (2) 五箇月以上六箇月未満 百分の八十
- (3) 三箇月以上五箇月未満 百分の六十
- (4) 三箇月未満 百分の三十

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在(退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在)において職員が受けるべき、フルタイム職員にあつては給料、給料の調整額及びこれに対する地域手当の月額合計額、パート職員にあつては報酬、報酬の調整額及びこれに対する地域報酬の月額合計額とする。

4 職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮して規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、規則で定める職員の区分に応じて百分の二十を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第二項の期末手当基礎額とする。

(勤勉手当ならびに勤勉報酬)

第二十五条 フルタイム職員にあつては勤勉手当、パート職員にあつては勤勉報酬は、基準日にそれぞれ在職する職員に対し、その者の勤務成績に応じて、それぞれ基準日の属する月の規則で定める日に支給する。これらの基準日前一箇月以内に退職し、若しくは地方公務員法第十六条第一号に該当して同法第二十八条第四項の規定により失職し、又は死亡した職員についても、また同様とする。

2 勤勉手当ならびに勤勉報酬の額は、勤勉手当基礎額ならびに勤勉報酬基礎額に、百分の八十五を乗じて得た額の総額

3 前項の勤勉手当基礎額ならびに勤勉報酬基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき、フルタイム職員にあつては、給料、給料の調整額及びこれらに対す

る地域手当の月額合計額とし、パート職員にあつては、報酬、報酬の調整額及びこれらに対する地域報酬の月額合計額とする。

(期末手当の不支給)

第二十六条 期末手当の不支給に関しては、〇〇都道府県ないしは〇〇市（町村）職員の給与に関する条例第〇条を準用する。

(期末手当の一時差止め)

第二十六条の二 期末手当の一時差止めに関しては、〇〇都道府県ないしは〇〇市（町村）職員の給与に関する条例第〇条を準用する。

(勤勉手当ならびに勤勉報酬の不支給及び一時差止め等)

第二十六条の三 勤勉手当ならびに勤勉報酬の不支給及び一時差止め等については、〇〇都道府県ないしは〇〇市（町村）職員の給与に関する条例第〇条を準用する。

(寒冷地手当)

第二十七条 寒冷の地域に在勤する職員には、フルタイム職員にあつては寒冷地手当、パート職員にあつては寒冷地報酬を支給する。

2 寒冷地手当ならびに寒冷地報酬の支給額、支給方法その他支給に関し必要な事項は、寒冷地手当支給規程を準用する。ただしパート職員への同規程の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

(農林漁業普及指導手当)

第二十八条 次の各号に掲げる職員のうち、フルタイム職員あつては農林漁業普及指導手当を、パート職員にあつては農林漁業普及指導報酬を支給する。

一 農業改良助長法(昭和二十三年法律第百六十五号)第八条に定める普及指導員である職員

二 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第百八十七条に定める林業普及指導員である職員

2 農林漁業普及指導手当ならびに農林漁業普及指導報酬の支給される職員の範囲、支給額その他の支給に関し必要な事項は、農林漁業普及指導手当に関する規則を準用する。ただしパート職員への同規則の準用に際しては、手当を報酬と読み替える。

(給与からの控除)

第二十九条 ○○都道府県ないしは○○市（町村）職員の給与に関する条例第○条に定めるところにより、職員に給与または報酬を支給する際、その給与または報酬から控除することができる。

（この条例の施行に関し必要な事項）

第三十条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則 1 この条例の規定は、二〇二〇年四月一日から、施行する。